

## 公園等サポート制度合意書

\_\_\_\_\_（以下「団体等」という。）と鶴ヶ島市は、公園、広場、緑地、遊歩道（以下「公園等」という。）の管理について、公園等サポート制度実施要領（以下、「この制度」という。）に基づき、次のとおり合意します。

なお、この合意書は、公園等の管理者である鶴ヶ島市が公園等の管理補助者としての立場を認めるものです。

### 【団体等に関すること】

#### 1 団体等の活動場所

- ・ 所在地 鶴ヶ島市
- ・ 施設名 \_\_\_\_\_
- ・ 区域 \_\_\_\_\_（別紙図面参照）

#### 2 活動内容

（内容）

(1) 団体等は活動計画に基づいて、責任をもって下記内容の活動を行います。

- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_
- ・ \_\_\_\_\_

(2) 活動計画書により予定されている以外の活動を行う場合は、活動内容、活動日等を事前に市長に連絡し、協議のうえ実施します。

（活動期間）

(3) 合意の日から、鶴ヶ島市公園等サポート制度実施要領第8条に基づく、解除申出書又は解除通知書により解除するまでの期間とする。

（報償）

(4) 団体等の活動は無償とします。

（情報公開）

(5) 団体等の代表者は、この制度に関する活動の問合せ及び連絡先として住所、氏名、メールアドレス、電話番号等の個人情報を提供することに同意します。

#### 3 活動に関すること

（活動の報告）

(1) 団体等は、翌年4月末日までに活動の結果とし、「活動報告書」を市長に提出します。

（活動の変更）

(2) 活動計画等、本合意書の内容を変更するときには、市長と協議します。

(施設の変更)

(3)公園等の施設の変更をするときには、市長と協議します。

(禁止活動)

(4)団体等は、その活動において公共の利益に反し、または反する恐れのある行為や、政治・宗教活動は行いません。また、公園等の利用者や近隣住民に迷惑となる行為や販売行為は行いません。

(活動の解除)

(5)団体等が活動をやめるときは、市長と協議し、管理箇所を現状に回復します。(ただし、市長が認める場合はこの限りではありません。)このときは、市長の確認を得た後、「公園等サポート制度解除届出書」を提出します。

【鶴ヶ島市に関すること】

4 鶴ヶ島市に関すること。

(支援)

(1)軍手、ゴミ袋、その他の清掃用具を予算の範囲内で、支給または貸し出します。

(2)活動に伴うゴミ処理に必要な支援を行います。

(3)活動中に身に付ける腕章等を貸し出します。

(4)活動中の事故などは市民総合賠償保険の範囲内で対応します。

(5)その他活動に必要と認める物品を予算の範囲内で、支給または貸し出します。

(個人情報)

(6)本合意書の第2条第(5)項に基づき、団体等より提供された個人情報は、この制度に関する問合せ及び連絡先以外の用途には使用しません。

(看板の設置)

(7)団体等からの申出により、団体名等を記載した看板を公園等施設の管理上支障のない範囲で設置します。

(指導)

(8)団体等の活動に対して指導や助言を行います。

(合意の解除)

(9)団体等が指導に従わないときは、合意を解除することがあります。

(その他)

(10)必要に応じ研修会を開催します。

年 月 日

団体名 .....

代表者 住所 .....

氏 名 .....

鶴ヶ島市長

印

印